

島 土 企 第 6 号
令和 6 年 4 月 24 日

島田土木事務所管内
リバーフレンドシップ締結団体様

静岡県島田土木事務所長

リモコン式草刈機の貸出開始について

日頃、リバーフレンドシップ制度に基づく河川美化等の活動に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

リバーフレンド団体（以下、「団体」という）の活動支援に向け、以下のとおり、リモコン式草刈機の貸出受付を開始します。

記

1 令和 6 年度貸出期間

令和 6 年 5 月 20 日（月）～令和 7 年 2 月 14 日（金）

2 貸出希望の場合

(1) 貸出可能日について

開庁日 8 時 30 分から 17 時まで

県が契約している委託業者が現場まで運搬します。

(2) 利用団体への登録について

貸出を希望する場合は、利用団体への登録が必須となります。

初回貸出のみ登録が必要となるため、貸出希望日の 2 週間前までに書類の提出が必須となります。

登録後、3 年間有効になるため、2 回目以降の提出は不要です。

団体登録において、以下の 3 つの資料の提出をお願いします。

提出資料：様式第 1 号 利用団体登録（変更）申請書

草刈機操作者名簿、添付資料（位置図及び写真）

(3) 利用団体への許可書について

様式第 1 号を提出いただいたから、様式第 2 号許可書を代表者のご自宅に貸出日までに郵送いたします。

(4) 貸出届について

貸出希望日の2週間前までに、以下書類を提出ください。

提出資料：様式第4号 貸出希望届

※申込が重なった場合は、貸出ができない場合がございます。

(5) 使用実績報告書について

返却後1週間以内を目安に以下書類を提出ください。

提出資料：様式第3号 使用実績報告書

(6) 提出先

下記担当宛てに郵送、Eメール、FAX又は持参にて提出してください。

(郵送の場合は、同封の返信用封筒をお使いください。切手は不要です。

お近くの郵便ポストに投函願います。)

3 講習会の開催について

今年度もリモコン式草刈り機の講習会を開催いたします。

原則、講習を受けた後の貸出となります。ただし、昨年度受講済みの場合は利用団体登録が完了すれば、貸出可能になります。講習会の詳細は追ってご案内いたします。

4 その他

- ・詳細につきましては、別紙「リモコン式草刈り機の貸出しに伴う必要事項」、「リモコン式草刈り機の貸出しの流れ」をご覧ください。
- ・燃料代は県負担といたします。
- ・操作マニュアル、使用上のポイントを必ず確認してからご使用ください。
- ・疑問点等ございましたら、以下担当までお問い合わせください。

担当：企画検査課 高守

住所：〒427-0019 島田市道悦5丁目7-1

TEL：0547-37-5272 FAX：0547-37-6183

Eメール：shimada-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp